

## 特定建設作業等実施届出に必要な書類

1. 特定建設作業実施届書
2. 付近見取図（住宅地図等で構いません）
3. 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
4. 作業場の概略図
5. 使用機械のカタログコピー

以上5点を特定建設作業の開始の日の7日前までに熊谷市役所江南庁舎2階環境政策課へ2部（正・副）提出してください。

旧妻沼町地内で工事を実施する場合は、妻沼庁舎地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に工事が着工済みで未届出であった場合は、遅延理由書（任意様式）の提出をお願いいたします。

熊谷市 環境政策課 公害対策係  
電話 048-536-1548